

# めいわ COM ハウス居宅介護支援事業所

## 運営規程

### (事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人もくせい会が開設する、めいわ COM ハウス居宅介護支援事業所（以下「事業所」と言う。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」と言う。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」と言う。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。
- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
  - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。
  - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏りすることのないよう、公正中立に行うこと。
  - 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 めいわ COM ハウス 居宅介護支援事業所
  - 二 所在地 群馬県邑楽郡明和町大輪 1 7 6 8 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1 名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

二 介護支援専門員 1 名 (常勤・管理職兼務)

介護支援専門員 1 名 (非常勤)

計 2 名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとし、土・日・祝日を休日とする。

ただし、12月29日から1月4日までの間は冬期休暇とする。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

一 居宅サービス計画作成

二 指定居宅サービス事業者との連絡・調整

三 介護保険施設への紹介

四 利用者に対する相談援助業務

五 利用者に対する便宜の提供

六 要介護認定申請の代行

(居宅介護支援の提供方法)

第 7 条 居宅介護支援のサービス提供方法は次のとおりとする。

一 利用者から相談をうける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

二 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインを使用する。

三 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室または、利用者の居宅とする。

四 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅に訪問し、利用者の近状及び居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、利用者の相談にのるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 事業所の通常の事業の実施地域は、邑楽郡・館林市・羽生市・行田市内の区域とする。

(利用料等)

第 9 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の金額とする  
(別紙参照)

(その他運営についての留意事項)

第 10 条

1. 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
  - 二 継続研修 年 4 回
2. 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者は、業務上知りえた利用者又はその秘密を保持させるため従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(苦情の対応)

第 11 条 相談苦情に対する常設の窓口とし、下記のとおり相談担当者を配置する。また、担当者不在の際は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐこととする。

相談担当者 清水 TEL 0276-55-8058

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から一部改定施行する。